

成長戦略における外国人材の活用について - Open for Professionals -

平成30年3月

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課

外国人材の活用が求められる背景

外国人材の活用の重要性

- 我が国は古来より、外国人を柔軟に受け入れ、外国文化を吸収し、国内の文化と融合させながら新たな文化を創り出し、社会変革を重ねてきている。
- 現代においても、多様な知見を有する外国人材は、イノベーションを担う人材として不可欠。

外国人材活躍の歴史

- 古代に來日した渡來人は、政治、農業、産業、学問など日本社会全般の発展に大きく貢献。
- 中世に來日した外国人宣教師は、キリスト教のみならず、様々な欧州文化を広めることに貢献。
- 江戸時代の朝鮮通信使は、各地で日本の儒学者や文人、医者などと交流し、我が国の文化に影響。
- 明治開国時には、主に欧州から様々な分野の専門家を招聘し、産業発展に貢献。

総理スピーチ



対日投資セミナー 安倍総理スピーチ（平成28年5月4日）

日本はもはや、外国人に閉じた国ではありません。2020年までに、外国人IT人材を3万人から6万人に倍増することを目指します。今後も高度外国人材の受入れを推進してまいります。

第23回国際交流会議「アジアの未来」晩餐会 安倍内閣総理大臣スピーチ(平成29年6月5日)

プロフェッショナルたちに世界からどしどし来てもらえるよう、今年の4月、新しい仕組みをつくり出しました。一定のポイントを上回る人なら、日本でたった1年働けば、**即座にグリーンカードを申請できます。**スピードにして世界最高水準です。

ビザの申請もお待たせしません。**原則10業務日以内**で結果をお知らせします。

求められる外国人材のイメージ

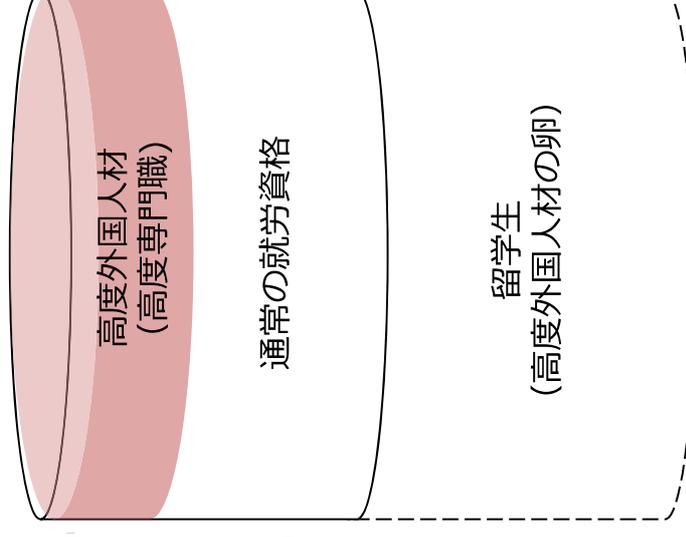
- 高度な専門的知識や技術を有する人材：高度外国人材
- 入国管理制度上の在留資格には、通常の就労が認められる資格のほか、高度外国人材に対し認められる「高度専門職」がある。

高度外国人材のイメージ

✓ 「高度専門職」

✓ 通常の就労資格により就労する外国人

「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」

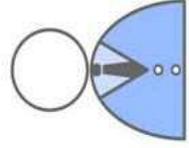


高度専門職とは

- 「高度人材ポイント制」に基づくポイントが70点以上に達する高度外国人材は、「高度専門職」の在留資格が与えられる。

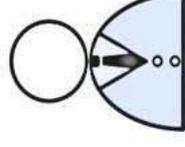
「高度専門職」の認定例

(例)技術・人文知識・国際業務



グエン・ティエー・フンさん (仮名)
(ベトナム国籍)

日本の大学に留学後、日本の企業に就職



グエン・ティエー・フンさん (仮名)
(ベトナム国籍)

70点

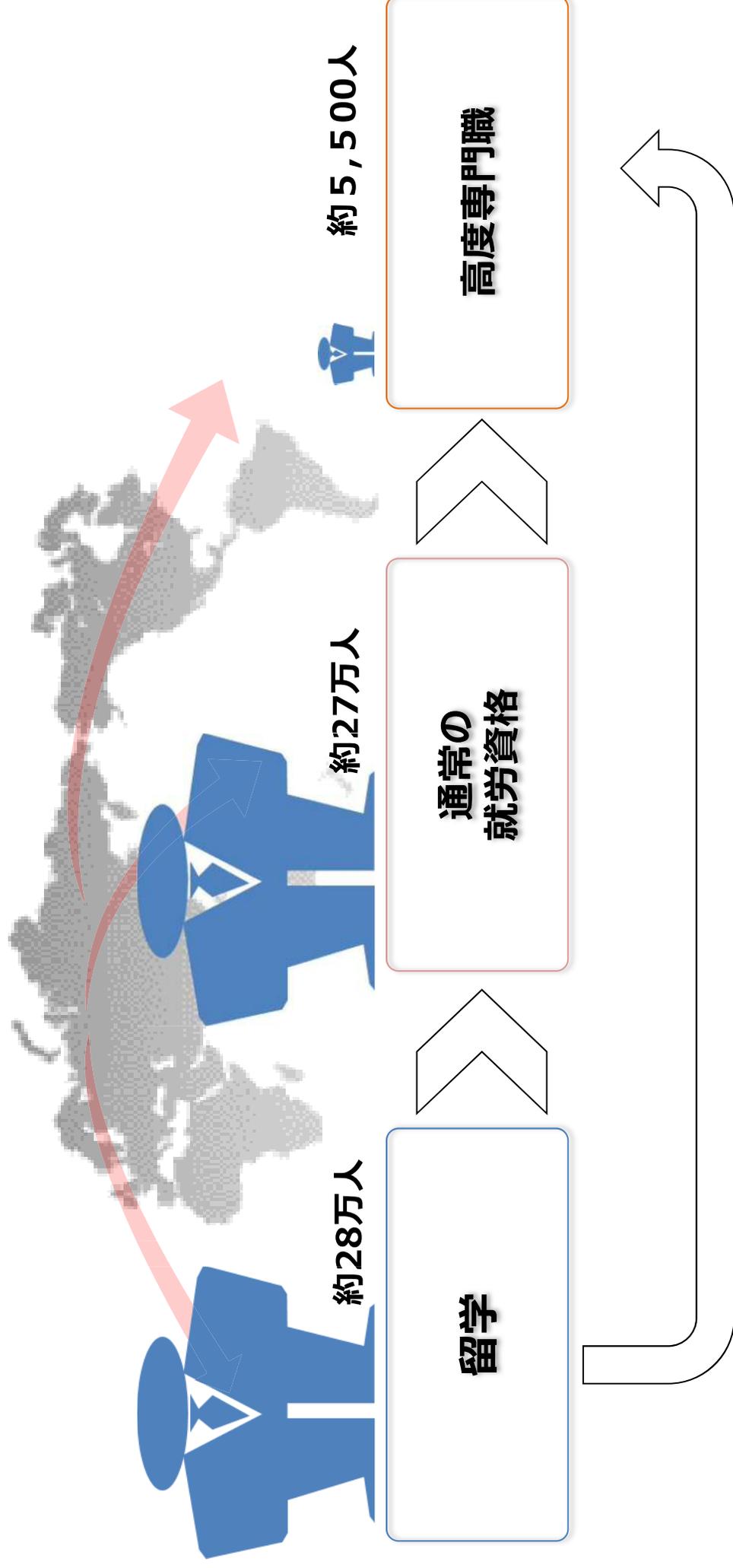
高度専門職

- ① 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
- ② 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと
- ③ 10年以上の実務経験を有すること
- ④ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

- 学歴：学士 (10点)
- 職歴：3年 (5点)
- 年収：400万円 (10点)
- 年齢：29歳 (15点)
- 本邦学位：北海道大学工学部卒業 (10点)
- 特定大学卒：北海道大学工学部卒業 (10点)
- イノベーションを促進するため補助金の交付を受けている機関に就労 (10点)

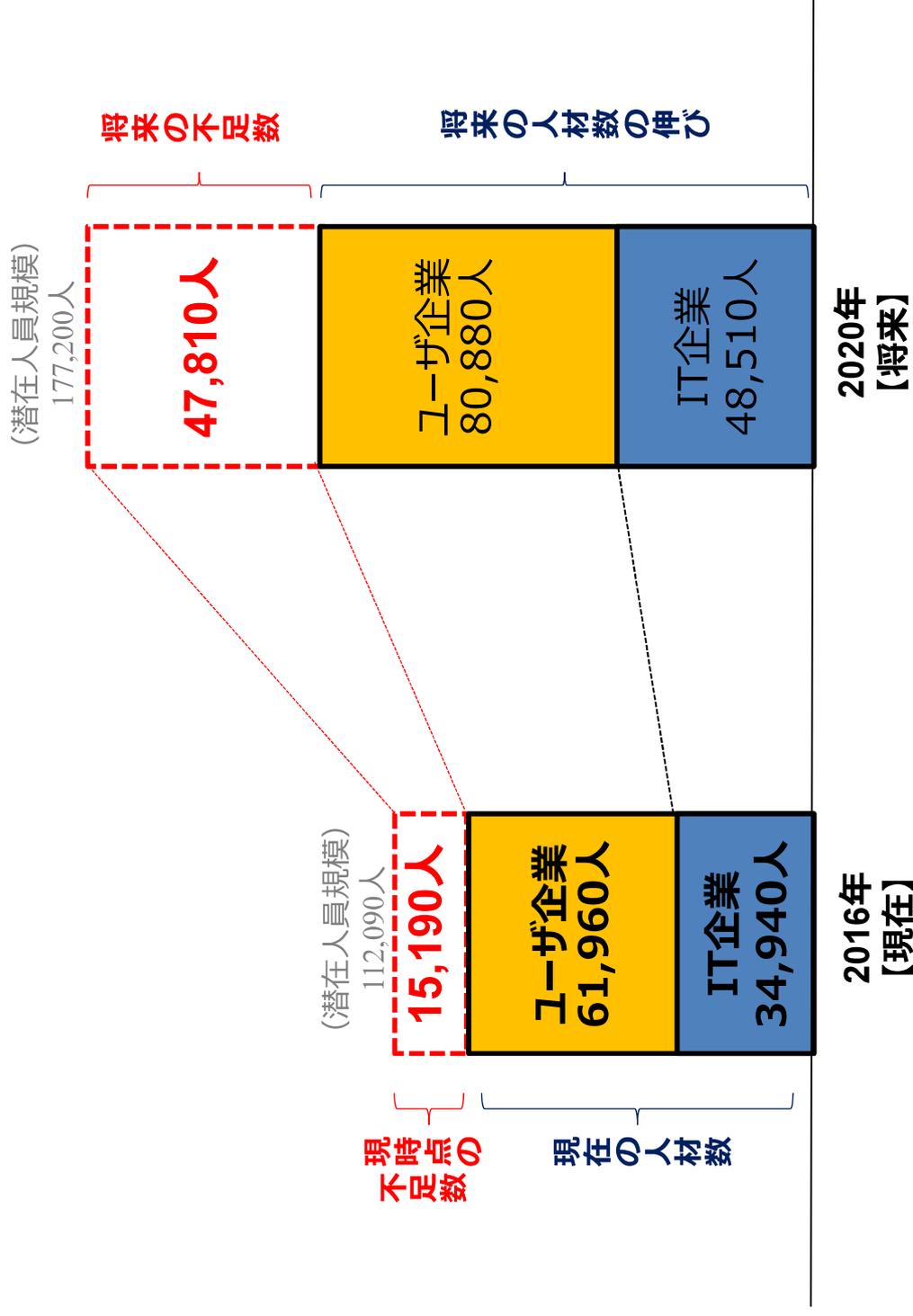
外国人材が日本で働くには

- 日本へは留学、通常の就労資格、高度専門職のいずれの道も開かれている。
- 日本への留学を経て日本で就労後、高度専門職に認定されるケース、海外の大学を卒業後に日本で就労し、高度専門職に認定されるケースなど、在留中のステータス切り替えも可能。



(代表例) 先端IT人材は大きく不足

- 第4次産業革命を迎えて、先端IT人材（ビッグデータ・IoT、人工知能に携わる人材）について、**2020年には約4.8万人の人材不足が発生すると見込まれる。**



外国人材活用の好事例

外国人材の採用メリット

事業の海外展開、新規顧客の獲得

外国語に堪能、かつ現地市場をよく知る外国人を採用し、事業の海外展開や新規顧客・販路開拓。

外国人材目線での商品開発

日本人とは異なる新鮮な発想や視点を持つ外国人材が、商品開発に取組み、現地市場のニーズに合わせた商品を提供。

新たなビジネスモデル構築

海外現地法人と日本法人との時差を利用することで、日本国内と海外で業務の分業体制を構築するなど、新たなビジネスモデルを創出。作業効率も向上。

社員の意識変革

外国人材の活動が日本人社員に新たな「気づき」を引き起こし、社員の意識改革や職場環境の改善、生産性の向上へ。

好事例その1：海外展開に成功

■ 興南設計株式会社

取組内容

海外の大学から直接人材を採用

- ✓ タイのチュラロンコン大学、キングモンクット工科大学の教授推薦およびインターンシップを通じて同大学の学生を採用。
- ✓ インドネシアでは、独自の奨学金制度を設けて、バンドン工科大学の卒業生数名を採用。



国庫補助事業の活用

- ✓ 一般財団法人海外産業人材育成協会が行っている国庫補助事業を活用し、外国人社員に、来日後13週間、研修センターで日本語及び日本の文化について研修を実施。

成果



東南アジアへ海外進出

- ✓ 2011年タイにKONAN (Thailand) Co.,Ltd.、2012年インドネシアにPT.KONAN Indonesiaを設立し、技術者の育成を実施。
- ✓ 外国人社員は日本で3～5年ほど経験を積んだ後、現地法人で設計の業務を実施。

好事例その2：外国人材目線での商品開発

■ 菊水酒造株式会社

取組内容

国際交流員として来日した米国人女性を採用

- ✓ 元留学生でJETプログラム (The Japan Exchange and Teaching Programme) の国際交流員として来日していた米国人女性を採用。



商品開発を担当

- ✓ 商品企画・開発チームに所属し、外国人や女性向けのリキュールをはじめ、50種類の開発を担当。
- ✓ 日本人とは異なる視点で、外国人が好む味を追求。欧米人向けの甘口・炭酸入りの発泡清酒の開発を手がける。

成果

海外売り上げの増加

- ✓ 米国人社員が開発した発泡清酒は全日空の機内酒に採用されるなど評判となり、同社の主力輸出商品に。同社の海外売り上げは年間2千万円に拡大。
- ✓ 米国人社員の入社により、長時間の残業が減るなど、社員の意識改革にも貢献。



好事例その3：新たなビジネスモデル構築

■株式会社小金井精機製作所

取組内容

ベトナム人技術者の採用

- ✓ベトナムの大学の紹介を受け、2007年にベトナム人の新卒学生を採用。その後は定期的
に、ベトナムの大学から新卒学生を受入れ。



精密加工を担当

- ✓精密加工部門の社員の10%（20数名）がベトナム人技術者。機械加工・三次元測定・プログラム作成等を担当。
- ✓ベトナム人技術者2名を主任に登用。日本人の若手社員の指導も実施。

ベトナム法人設立

- ✓エース的な存在であったベトナム人技術者が帰国し、2014年にベトナムに現地法人を設立。

成果



「リレー式協業」が可能に

- ✓時差の関係で、ベトナムの現地法人は、日本より2時間遅れて始まる。このため、日本で時間内に終えられなかった業務をベトナム法人が、肩代わり。

技術力向上で新規顧客拡大

- ✓ベトナム人技術者の技術力向上により新規設備の導入が可能となり、新規顧客の拡大・売り上げ増にも貢献（2015年売上高：2007年比1.36倍）。

好事例その4：社員の意識変革

■株式会社西部技研

取組内容

博士号を持つ中国人技術者を採用

- ✓ 熊本大学で博士号を取得し、日本と中国のそれぞれで論文発表を行うなど、エンジニアとしても研究者としても優れた業績を残していた中国人を採用。



成果



社員の意識改革に成功

- ✓ 多様な社員のコミュニケーションが創造性を喚起。社員の新たな発想やアイデアが生まれる企業風土に転換。
- ✓ 働き方改革を通じた社員の意識改革も奏功し、考え方や文化が違う外国人社員と協力しながら、多様性や価値観の違いを受け入れ、チームとして力を発揮しようという社風が醸成。

研究開発部門に在籍

- ✓ 中国人技術者は、現在では開発部のトップに就き、彼を中心とした海外特許の出願数は30件以上、うち半数が既に登録済み。
- ✓ 2006年には約200百万円程度であった中国市場での売上は大幅に拡大。

外国人材活用に向けた制度環境整備 ～関係省庁・機関の施策～

外国人材の雇用に向けた関係省庁、関係機関の支援施策(一覧表)

※各種資料より経済産業省作成

事業	外国人・留学生対象		企業対象		全対象	
	情報提供	就職ノウハウ	情報提供	インターンシップ	マッチング	雇用相談
留学生就職促進プログラム※1 (12大学で実施) URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1381717.htm	●			● (2週間以上)		
外国人雇用サービスセンター※2 (東京・愛知・大阪) 留学生コーナー (16都道府県) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/employment_service_list.html	●	●	●	● (1~2週間)	●	●
留学生就職支援ネットワーク URL: https://ajinzai-sc.jp (一般社団法人留学生支援ネットワーク) URL: https://issn.or.jp	●	●	●	● (約1週間)	●	●
国際化促進インターンシップ事業※3 URL : https://internshipprogram.jp				● (3か月間程度)		
新輸出大国コンソーシアム※4 URL: https://www.jetro.go.jp/consortium/expert/h_resources.html			●			●
外国人雇用管理アドバイザー http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/koyoukanri/			●			●

採用後

- ※1 留学生就職促進プログラム：各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「日本語能力」「日本での企業文化等キャリア教育」
「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する。【文部科学省】
- ※2 外国人雇用サービスセンター、留学生コーナー：就職ガイダンス等の意識啓発からマッチング等に到るまでの一貫した留学生等への就職支援を実施。【厚生労働省】
- ※3 国際化促進インターンシップ事業：外国人学生・留学生等の日本企業での3ヶ月のインターン【経済産業省】
- ※4 新輸出大国コンソーシアム：外国人雇用に向けた情報やノウハウを伝授【JETRO】

外国人材の雇用に向けた関係省庁、関係機関の支援施策

情報提供

説明会、面談会、インターンシップ等

採用

雇用

※各種資料より経済産業省作成

留学生就職促進プログラム【文部科学省】

各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「日本語能力」「日本での企業文化等キヤリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援。

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1381717.htm

外国人雇用サービスセンター（東京・愛知・大阪）【厚生労働省】

東京、名古屋、大阪外国人雇用サービスセンターと福岡学生職業センター（福岡新卒応援ハローワーク）を拠点に、外国人留学生に対し就職に向けた各種情報を提供するとともに、入学後の早い段階からの就職支援（就職ガイダンス）、インターンシッププログラムの提供、就職面接会等を実施。

URL : http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou/koyou_gaikokujin/employment_service_list.html

※各自治体においても説明会、インターン等を実施。

国際化促進インターンシップ事業【経済産業省】

海外展開に取り組み日本企業の体制強化等を図るため、外国人学生・留学生等の日本企業でのインターン受入を実施。

URL : <https://internshipprogram.jp/>

親日人材コミュニティ事業【経済産業省】

留学生等の親日人材と日本企業との採用・就職マッチングのため、アジアの都市においてジョブフェアを開催。

URL : https://www.facebook.com/nin2.project/?ref=aymt_homepage_panel

新輸出大国コンソーシアム【ジェトロ】

海外展開のためのブリッジ役となる高度外国人材の採用・定着を検討、導入している中堅・中小企業を、ワークショップ・個別相談でサポート。URL : https://www.jetro.go.jp/consortium/expert/h_resources.html

留学生就職支援ネットワーク（「一般社団法人留学生支援ネットワーク」による支援）

全国93大学※の参加のもと「留学生就職支援ネットワークシステム」を通じ、留学生向けに日本での就職活動についての情報やビジネス日本語学習教材等の提供を行うとともに、企業からの留学生向け求人情報や会社説明会等、留学生に有益となる情報となる情報を無料で掲載。

URL : <https://issn.or.jp> ※平成29年7月31日現在

外国人雇用管理アドバイザー各種マニュアル・事例集の作成【厚生労働省】

企業向けガイドライン

【経済産業省】

ダイバーシティ2.0実践のため、企業が取るべき「アクション」及び「具体的な取組事例」を提示。

URL :

<http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170323001/20170323001.html>

高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度

【法務省】

外国人材活用に関する有益な情報リスト

【マニュアル・事例集】

- 「外国人の活用好事例集～外国人と上手く協働していくために～」 ～厚生労働省作成～
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000160961.html>
- 「高度外国人材活用のための実践マニュアル」 ～厚生労働省作成～
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000044872.html>
- 中小企業・小規模事業者の人手不足対応事例集 ～経済産業省作成～
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/hitodetaiou/2017/170331torimatomejireisyu.pdf>
- 「新・ダイバーシティ経営企業100選」ベストプラクティス集 ～経済産業省作成～
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/kigyo100sen/practice/index.html#page01>

【その他関係機関】

- 外国人雇用サービスセンター
東京 <http://tokyo-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/>
大阪 <http://osaka-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/>
名古屋 <http://aichi-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/>

海外展開支援施策

- **中小企業海外展開支援施策集**

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2012/KTJirei.htm>

経済産業省は、中小企業の皆様が海外展開に関する支援施策をご利用になる際の手引書を作成。海外展開実現までのステップに合わせて段階別に施策を紹介。

- **新輸出大国コンソーシアム（JETRO）**

<https://www.jetro.go.jp/consortium/>

日本企業の海外展開を支援する全国のあらゆる支援機関が結集し、海外展開に関心のある中堅・中小企業向けにワンストップの支援サービスを提供。

- **一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）**

<http://www.aots.jp/>

① **技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）**

我が国企業の海外展開に必要な現地拠点強化を支援するため、開発途上国における民間企業等の現地の人材育成を官民一体となり実施し、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図ることを目的。

② **低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業**

日本企業が持つ先進的な低炭素技術の国際展開を促進し、温室効果ガスの削減に貢献することを目的として、工
ネルギーインフラ等の運転・保守管理や、現地日系企業等の工場における生産プロセスの省エネ化のための現地人
材の育成支援を行う。

Open for Professionals

- 経済産業省は、高度外国人材の呼び込みに向けた広報活動を強化するため、情報ポータルサイト「**Open for Professionals**」を開設。

Open for Professionals



The Government of Japan strongly welcomes highly-skilled foreign professionals.



Living Conditions

A list of websites with useful information for foreign residents including housing, childcare, medical care, banking, tax, etc.

[for details, click here](#)



Immigration

A list of websites with information on preferential immigration procedures for highly-skilled foreign professionals and other immigration procedures

[for details, click here](#)



Employment and Business Environment

A list of websites with useful information for foreign job-seekers including employment service centers in Japan and other business information

[for details, click here](#)



Other Information

A list of websites including Japan Gov. – the Government of Japan, and the website of the Prime Minister of Japan and His Cabinet

[for details, click here](#)

同サイトでは関係機関の協力を得て、日本語学習、子女教育、雇用、住宅、医療といった日本での生活に関する情報や、高度外国人材に対する出入国管理上の優遇措置等、日本で既に就労している又は日本での就労を検討している高度外国人材が必要とする情報の入手先を、外国人にわかりやすく掲載。

(お問い合わせ先)

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課

電話:

03-3501-1511(内線 3171~4)

03-3501-1937(直通)

メールアドレス: 202212ks@meti.go.jp

URL:

http://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/professionals/index.html

外国人材の受け入れ拡大に向けて

英語での生活環境

- 日常生活に係る手続の外国語対応については、医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス等の外国語対応が可能な拠点等について、一元的に掲載するホームページを設置済。

Living in Japan

<https://www.jetro.go.jp/en/invest/living.html>



Living in Japan

The following list of websites provides useful information for foreigners living in Japan on topics such as hospitals, banks, mobile phones, electricity and gas. The lists are available in English. Please check them out for further information.



1. Hospitals

Guide for when you are feeling ill (NTO)

Here you can find a list of medical institutions in Japan. Although the site was originally created to aid the safe travel of foreign tourists in Japan, it would also be useful for foreigners living in Japan.



2. Banking Service

Mizuho Bank, Ltd.

- Services for individual customers in Japan*
- Call center**
- Branch list**

* Please contact each branch for details on available services.

1.Hospitals

病院情報を英語で検索可能

Guide for when you are feeling ill

2.Banking Service

- Mizuho Bank, Ltd.
- Sumitomo Mitsui Banking Corporation
- The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
- Shinsei Bank, Ltd.

3.Mobile phone

4.Electricity

5.Gas



手続きを英語で案内

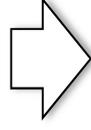
6. Multilingual speech translation application

7. Child care, medical care, housing, pensions

外国人材に向けた我が国の更なる取組

外国人の生活環境整備

- ・日常生活における外国語対応
- ・外国人子弟への教育環境整備



- **2017年度中に外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を全国で100箇所に拡充。**

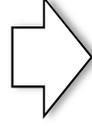
- 公立の小学校6年間、中学校3年間の義務教育は無償であり、日本人と同一の教育を受ける機会を保障。また、日本語指導ができる支援員や児童生徒の母語が分かる支援員の派遣などを支援。

就労環境の改善

- ・キャリアパスの明示、業務内容の明確化
- ・日本企業のマインドセットの変革

入国管理制度の改善

- ・在留申請のオンライン化

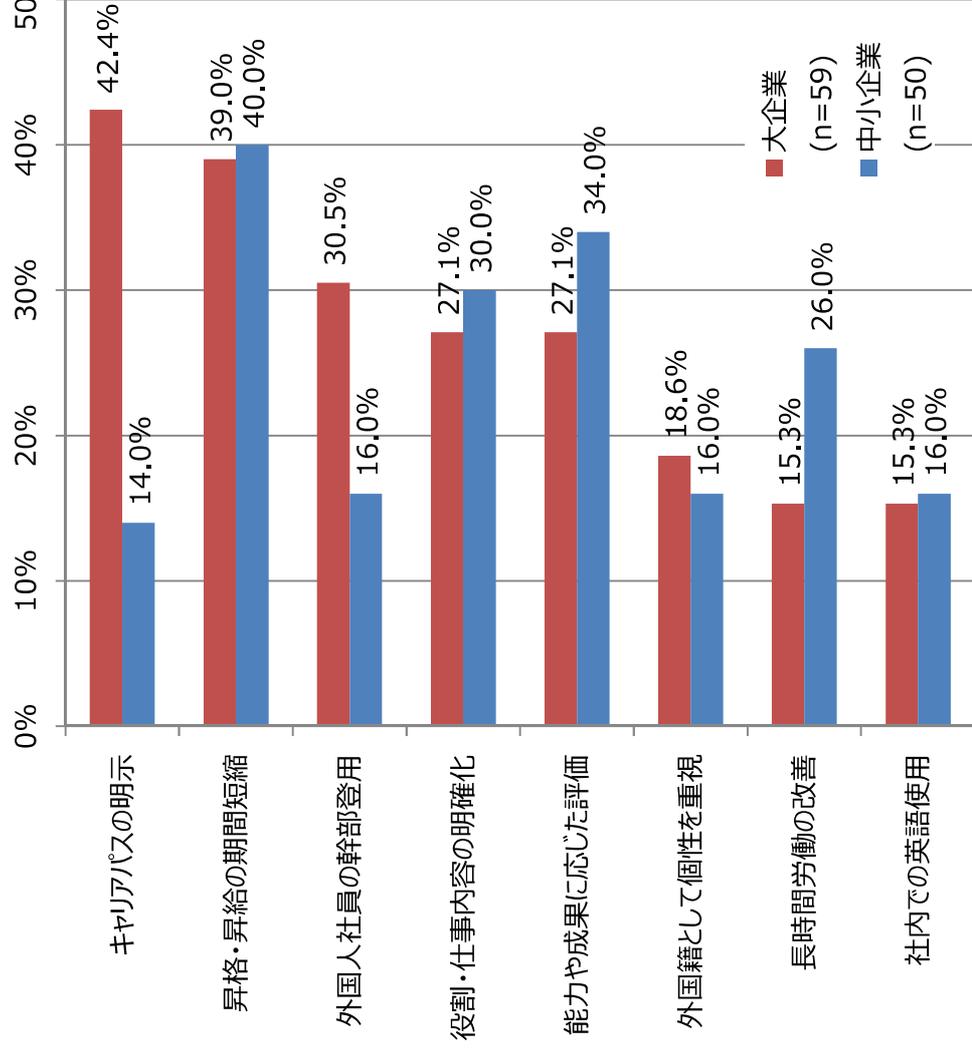


平成30年度中に実現

今後の課題：日本型雇用変革の必要性

- 外国人材が期待する日本企業の変革として、キャリアパスの明示、昇格、昇給のスピードをあげる、役割・業務内容の明確化などがあげられた。

【外国人材の定着のために日本企業が取り組むべきこと】



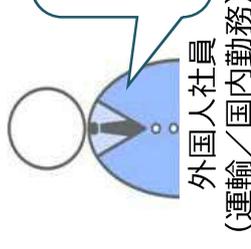
※複数回答 (あてはまるものを3つまで選択)

※従業員数300人未満を中小企業、300人以上を大企業と想定。

(資料) 「内なる国際化」を進めるための調査研究」の外国人材アンケートから作成

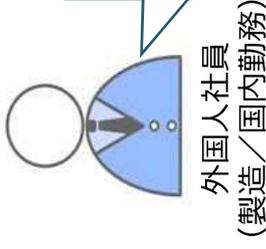
【外国人からの声】

キャリアパスが不透明であることに伴う課題



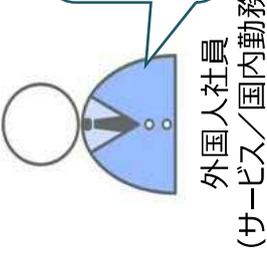
3週間ほど前に突然異動を命じられるが、異動の意図について会社から説明はない。また人事部とキャリアについて相談する機会もない。

長期雇用・年功賃金に伴う課題



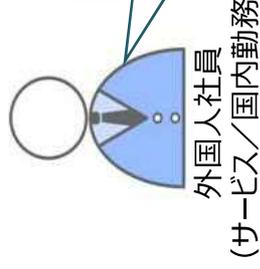
仕事の質が低い人も年功序列で昇進しており、会社の昇進制度に不満がある。また、昇給の見込みに対して不満・不安がある。

ジョブ範囲が不透明であることに伴う課題



就活時の面接では自分が話すだけで、企業担当者は何を自分に望んでいるのか、まったく分からなかった。入社後も同じである。

長時間労働に伴う課題への対応



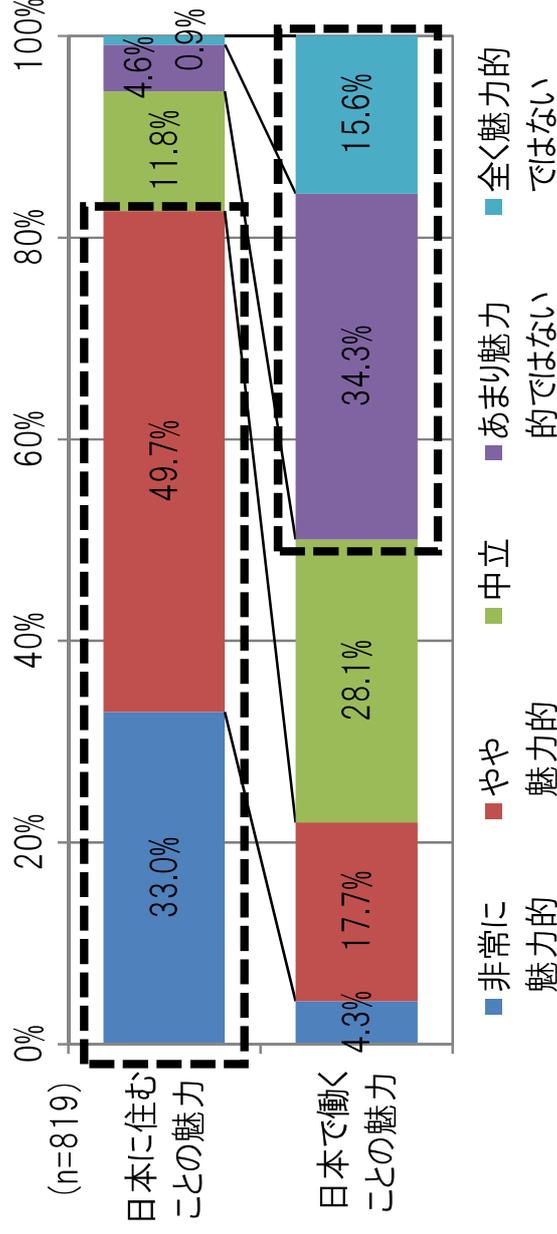
仕事が終わっても周りの日本人社員が残っている。と帰りづらく、ストレスとなった。

(資料) 「内なる国際化」を進めるための調査研究」のヒアリングから作成

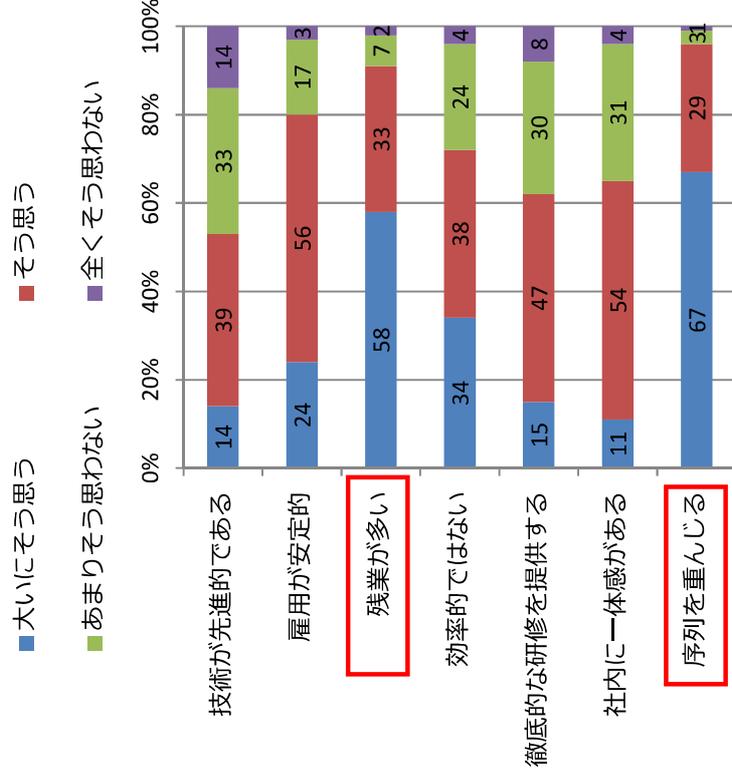
「生活する場」としての魅力に比べ、「働く場」としての魅力が低い

- 留学生・元留学生の8割が日本で住むことに魅力を感じる一方、働くことには約半数が否定的。働くことに魅力を感じる留学生・元留学生は2割にとどまる。
- 日本企業に対しては残業が多い、年功序列といったマイナスイメージを多くもたれている。

留学生・元留学生による日本の生活及び就労の魅力度の評価



留学生・元留学生による日本企業に対するイメージ



高度人材ポイント制の概要

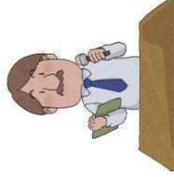
- 就労可能な在留資格を有する外国人の学歴、職歴、年収等を点数化し、70点以上の者には、**優遇措置が付与**される。

高度人材ポイント制の対象

学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数(70点)に達した場合に出入国管理上の優遇措置の対象とする。

● 高度学術研究活動

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動



● 高度経営・管理活動

本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動



● 高度専門・技術活動

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動



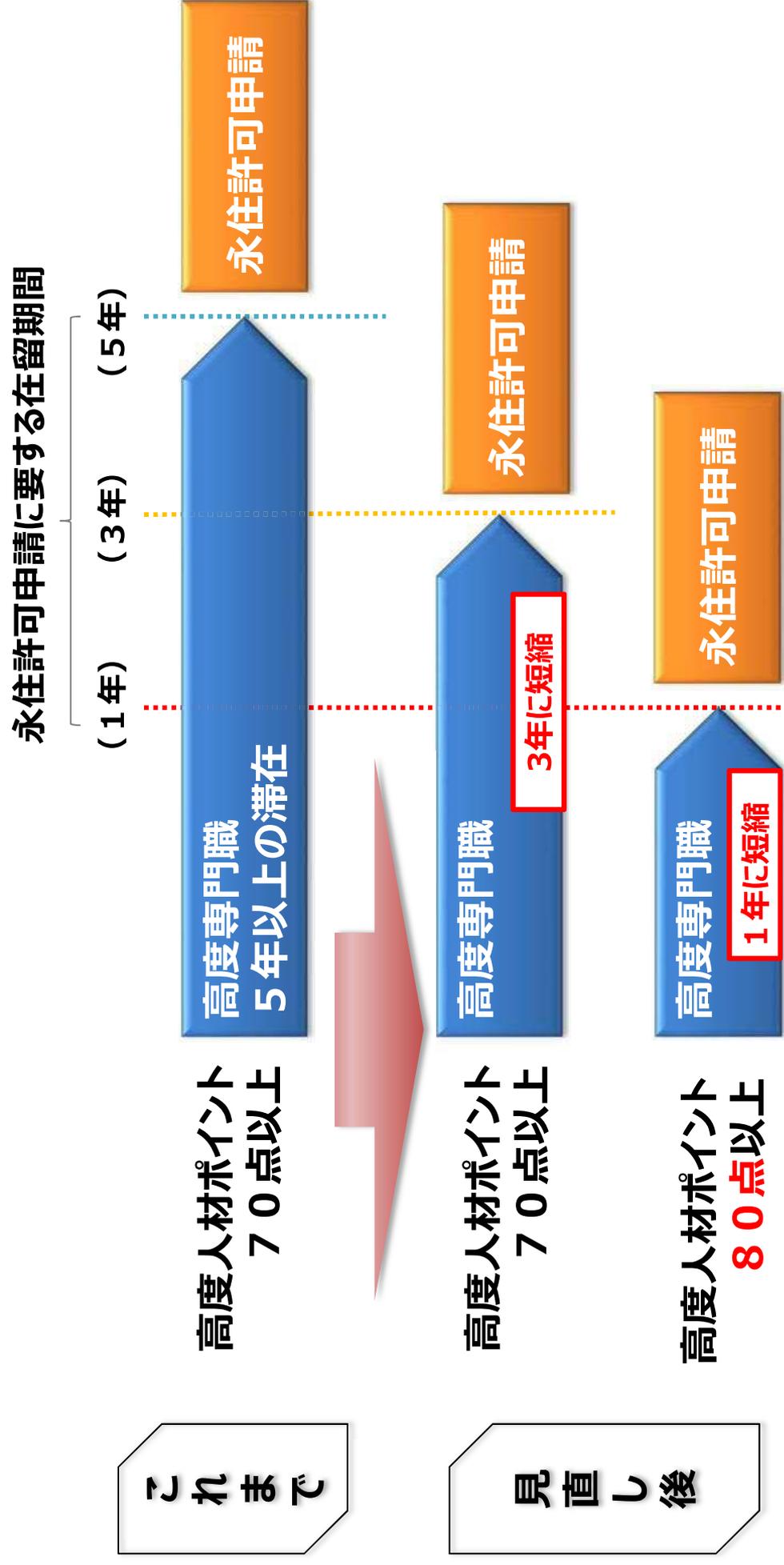
主な優遇措置	
入国・在留手続の優先処理（原則10業務日以内） (高度外国人材ビザ・ファストトラック)	
配偶者の就労	
親の帯同の許容 (年収要件等有り)	
家事使用人の帯同の許容 (年収要件等有り)	
	永住許可要件の緩和

(参考URL)

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/system/

世界最速級の“日本版高度外国人材グリーンカード”の創設

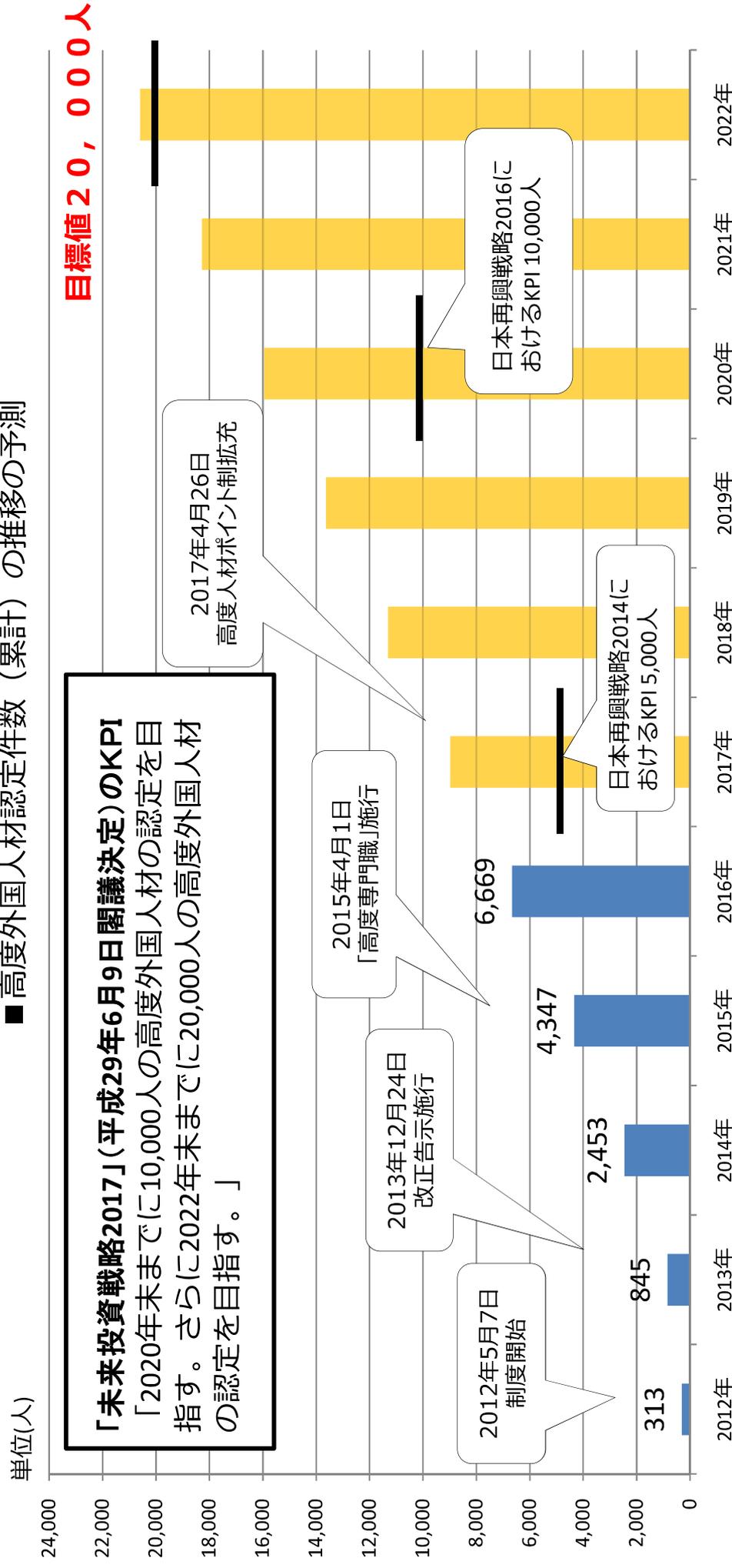
- 「高度人材ポイント制」で、70点以上のポイントで高度外国人材(高度専門職)として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を5年から3年に短縮する。
- 高度外国人材の中でも特に高度と認められる者(80点以上のポイントで認められた者)については、永住許可申請に要する在留期間を5年から大幅に短縮し、1年とする。



外国人材の活用推進に向けた政府の取組

- 「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある生活環境、就労環境、就労環境、入管制度を、在外公館やJETRO等と連携し、積極的にPR。
- 2022年までに、2万人の高度外国人材の認定を目指し、イノベーション創出等に資する高度外国人材の受入れを拡大を推進。

■ 高度外国人材認定件数（累計）の推移の予測



注1. 2012年から2016年までの数値は制度開始以降、各年末時点での累計認定件数。ここでいう高度外国人材とは「高度人材ポイント制」において70点以上が認められた外国人。
 (資料) 産業競争力会議第42回実行実現点検会における2016年4月6日 法務省提出資料及び「未来投資戦略2017」より